

農 事 組 合 法 人  
**シバザクラの里乃美**

設 立 平成21年12月 1日



**夢があるところには人が集まり、  
人が集まるところには未来が開ける**

魅力的な、元気で明るい、新しい事に挑戦する話題性のある集落

〒 739-2311  
東広島市豊栄町乃美365番地  
TEL・FAX 082-432-4360  
URL: <http://www.nomishibazakura.jp>



## 法人の概要

### 1) 法人の名称

農事組合法人 シバザクラの里乃美

### 2) 法人の所在地

東広島市豊栄町乃美365番地

TEL・FAX 082-432-4360

Eメール nomishibazakura@ia2.itkeeper.ne.jp

ホームページ <http://www.nomishibazakura.jp>

### 3) 地域の概要

#### ・位置

広島県のだ真ん中に位置し、近年東広島市に合併した海に面する所のない山間地域である。

#### ・地形

沼田川水系椋梨川流域に展開する中山間地域で、0.3~9%の傾斜を有し、標高350~370mの耕地である。

#### ・気象

四方を大小の山に囲まれた内陸型高原盆地であり、冷涼で温度格差が大きい。瀬戸内海沿岸に比べ冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼である。年間平均降水量は約1,500mmで、平均気温は約13℃である。

#### ・水利状況

用水は、椋梨川・ため池及び溪流から取水し、排水は、椋梨川に自然排水しているが、約10%の圃場は水利状況に恵まれていない。

#### ・営農状況

農家戸数71戸で、その内法人加入は64戸。1戸当たりの水田面積は約51a、畑1aの零細な営農であった。法人としての営農は、平成22年度から始める。

### 4) 法人設立までの経緯

#### ・厳しい農業情勢（H10年～）

居家離村、高齢化、後継者不在で、集落は衰退し、維持が困難となってきた。

#### ・集落を守る振興（H11年～）

農業発展の夢としての唯つの手立てが、集落農業を法人に委ねることであった。

#### ・集落振興の起爆剤（H13年～）

シバザクラの里乃美振興組合(H13年「中山間地域直接支払制度」で設立、H17年現名称に変更)は、集落農業法人化に向けての母体となり、法人設立に必要な事項に、乃美地区北組の北上と北中の26戸で取り組んだ。

#### ・集落住民の意識改革（H13～）

集落農業の法人化に向けての講演会、先進地の視察・研修等の勉強会実施。

・実践行動の開始（H14年～）

①シバザクラの里乃美振興組合（H14年～）シバザクラを植栽した法面の省力管理と景観形成技術を開発し、技術確立した。

②シバザクラの里乃美営農組合（H16年設立）法人設立まで、転作田等農用地を営農組合に集積し、集落としての適正な農業生産活動の維持発展を図った。

③乃美集落営農法人設立準備会（H16年設立）集落営農法人化への啓発、人材育成、特産物の開発（基幹作物及び補完作物の試作検業）、乃美シバザクラ祭り（H17年～）を開催し、休養機能を活かした都市住民との交流、農業体験交流を実施し、生産者の顔の見える産地づくりに努めた。

④乃美シバザクラ愛好会（H16年設立）シバザクラの里振興組合が開発した技術の伝授として、難防除雑草防除技術、育苗技術、植栽技術講習会を開催し、講義と実習によって受講生に伝授。この他、現地指導、苗等資材の販売を現在も行っている。

・圃場整備事業と乃美土地改良区の設立（H21年6月～）

法人化を前提とした県営基盤整備事業の開始。

・法人設立（H21年12月1日）

既整備圃場4.4haを平成22年度から営農を開始し、平成26年度までに圃場整備が随時完了した所から法人が営農して行く。

## 5) 法人の基本方針

・法人経営

集落機能・農地維持型（地域還元型営農）を構成員は選んだ。

・生産理念

安全・安心な農産物の生産を基に、環境にやさしい営農を展開していく。

・生産基盤

圃場整備完了のH26年度で約33ha耕作面積を集積し、水稻を中心に飼料イネと園芸・野菜類で補完する。

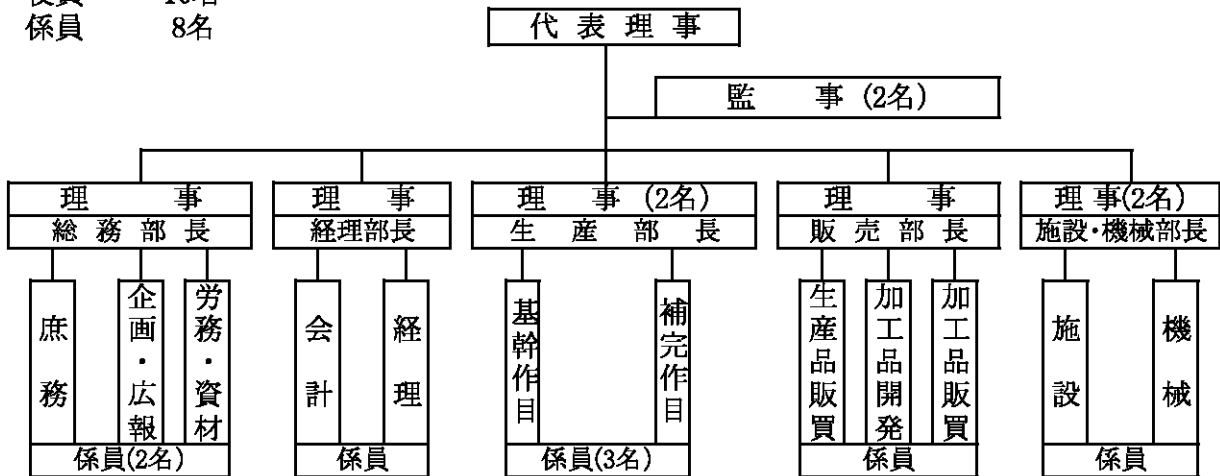
・担い手

たちまちは、技術力のある地区住民（定年退職者）でスタートし、若手構成員を育成していく。

# 運 営

## 1) 組織体制

- ・ 役員 10名
- ・ 係員 8名



## 2) 法人現況

- ・ 組合員数 64名
- ・ 集積面積 378,636㎡ (圃場整備従前地)
- ・ 出資金 7,606,000円

## 3) 法人加入条件

- ・ 利用権設定農地(10年間以上)  
土地改良済み農地 (既圃場整備及びこれから圃場整備予定農地)
- ・ 出資金  
農地(登記簿) 20,000円/10a (1口 1,000円)
- ・ 地代  
農地(登記簿) 年額10,000円/10a
- ・ 畦畔管理料  
畦草刈り年3回以上 3円/㎡ (登記簿面積から水張り面積を除いた分)
- ・ 水管管理料  
2,000円/年額 (水張り面積)
- ・ 賃金・オペレーター・一般作業員  
800円/時間 (同額)

## 4) 生産・栽培管理

- ・ 農地地図情報(K-GIS)システム導入  
農作業・栽培履歴管理システム (広島県農林振興センター)

## 5) 機械・施設

- ・ 大型農業機械のリース導入
 

トラクター	クボタ	KL4350	43PS
田植え機	クボタ	NSD8Y161FR	21PS
コンバイン	クボタ	ER456	56PS
- ・ その他必要農機具  
たちまちは、構成員からの借上げ、又は作業外注で賄う
- ・ 事務所建屋他  
事務所は、乃美土地改良区に間借り  
農機具保管庫は、中古ハウス利用

## 現 況

### 1) 平成22年度利用権設定圃場

- ・ 集積面積  
圃場整備済 4.4 ha
- ・ 作付予定作物
  - 水稻 55%
  - 飼料イネ 30%
  - 野菜類 15%

### 2) 平成22年度開始圃場整備

- ・ 春施工予定  
約10 ha
- ・ 秋施工予定  
約 7 ha

### 3) 平成23年度以降圃場整備

- ・ 平成24年度～25年度  
約17 ha

### 4) 未稼働システム

- ・ 農作業・栽培履歴管理システム  
圃場整備の進行と共に、導入と改定を必要とする農地図
- ・ ホームページ  
自分達での組立てと更新管理

## これからの課題

### 1) 高齢化による担い手育成

- ・ 平均年齢65歳を超える構成員の担い手や役員の育成  
若い人達が生活出来る通年作業の確保

### 2) 圃場整備後の利用権設定(従前法人受託予定地)

- ・ 圃場整備しても水の来ない圃場対策  
地区外水路の助成金工事方法
- ・ 整備で新たに発生する畑地対策  
工事で発生する畑地の活用法又は返納

### 3) 水路・農道法面草刈り

- ・ 法人が補助金を出さない場所の草刈り  
公用地の草刈り対策

### 4) 販売方法の確立

- ・ 直売所の確保  
国道・県道沿いの場所
- ・ 経験の無いインターネット販売  
ホームページでのPRと注文

### 5) 機械設備の導入と更新

- ・ 不足する農機具の購入と保管  
圃場整備完了毎に増える農用地と不足する小農機具
- ・ リース機の更新積立  
契約終了後の出費対策

### 6) 農産物の付加価値向上化

- ・ 特産物化対策  
どう付加価値を付けるか

### 7) 加工6次産業化

- ・ 加工施設  
新たに必要な加工施設、場所、技術をどうするか